公益社団法人茨城県農林振興公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人茨城県農林振興公社と称する。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。
- 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、茨城県において農林業基盤の整備、農業担い手の育成・強化、米・麦・大豆・落花生及びそば(以下「主要農作物等」という。)や園芸作物の品質及び生産性の向上、園芸農業の振興、使用済農業用プラスチックの適正処理に関する事業等の実施により、農林業者の経済的、社会的地位を高め、農林業の振興と森林等自然環境の保護を図り、もって国民生活に不可欠な安全で安心な主要農作物等園芸作物の安定供給の確保並びに県民生活の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1)農地,採草放牧地又は開発して農地若しくは採草放牧地とすることが適当な土地(以下「農用地等」という。)の売買,交換及び貸借に関すること
 - (2) 農地信託等に関すること
 - (3) 農業生産法人出資育成に関すること
 - (4) 新規就農希望者等に対する研修等に関すること
 - (5)農業用施設用地等若しくは農業用施設等の売買,交換及び貸借に関すること
 - (6) 農業経営体育成の支援に関すること
 - (7) 農業のコンサルタントに関すること
 - (8) 新規就農の促進及び青年農業者の育成に関すること
 - (9) 就農促進のための資金貸付に関すること
 - (10) 農用施設の設置、譲渡及び貸与に関すること
 - (11) 農地等の災害復旧に関すること
 - (12) 農用地等造成に関すること
 - (13) 農業基盤整備に係る調査設計に関すること
 - (14) 農用機械の効率利用に関すること
 - (15) 自然観察施設の管理運営及び緑化啓発に関すること

- (16) 造林, 育林及び保全に関すること
- (17) 森林土木及び森林公園等整備に係る調査・測量・設計に関すること
- (18) 主要農作物等の種子の生産及び配布に関すること
- (19) 主要農作物等の原種の受託生産及び配布に関すること
- (20) 主要農作物等の優良品種の普及に関すること
- (21) 主要農作物等の品質改善及び生産向上に関すること
- (22) 園芸組織体制の整備強化に関すること
- (23) 園芸生産技術の向上, 園芸経営の強化に関すること
- (24) 流通改善対策に関すること
- (25) 生産流通情報の収集提供に関すること
- (26) 園芸作物についての県民等への情報提供に関すること
- (27) 野菜価格補償に関すること
- (28) 使用済農業用プラスチックに限定した一般貨物自動車運送事業による収集運搬,中間 処理及び適正処理のための啓発指導に関すること
- (29) 園芸作物の優良品種の普及に関すること
- (30) 園芸作物の種苗の生産及び販売に関すること
- (31) その他この法人の目的を達成するために必要なこと
- 2 前項の事業は、茨城県において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

- 第5条 この法人の会員は、次のとおりとし、賛助会員を除く会員(以下「正会員」という。) をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員 とする。
- (1) 第1種会員 茨城県内に事務所を有する農業者の団体及び農業協同組合で、第6条の 規定に基づき、この法人の目的に賛同して入会したもの並びに吸収合併がその効力を生 ずる日(以下「効力発生日」という。)の前日における公益社団法人茨城県穀物改良協会 及び公益社団法人園芸いばらき振興協会(以下「2つの社団法人」という。)のうちいず れか1つの法人の社員であった団体
- (2) 第2種会員 次の各号のいずれかに該当する団体
 - ア 効力発生日の前日において2つの社団法人の社員であった団体
 - イ 効力発生日の前日において2つの社団法人いずれかの社員であり、かつ公益財団法 人茨城県農林振興公社の理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)が所属して いた団体
- (3) 第3種会員 茨城県,茨城県内の地方公共団体及び効力発生日の前日における2つの

社団法人の社員であり、かつ公益財団法人茨城県農林振興公社の役員等が所属していた 団体

(4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業の推進を援助するために入会した個人又は団体

(入会)

- 第6条 この法人の会員になろうとするものは、総会において定める入会及び退会に関する 規程(以下「入会及び退会規程」という。)により入会申込書を提出するものとする。
- 2 入会は、入会及び退会規程に定めるところにより、理事会の承認を受け、これを申込者に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、 会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、この法人が保有する基本財産として経費を負担した場合は、この限りでない。

(任意退会)

第8条 会員は、入会及び退会規程に定める退会届を提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を 除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格 を喪失する。
 - (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
 - (2)総正会員が同意したとき
 - (3) 当該会員が死亡又は解散したとき

(拠出金の不返環)

第11条 会員たる資格を喪失した会員が既に納付した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

- 第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事, 監事及び運営委員の選任又は解任
 - (3) 理事, 監事及び運営委員の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 第7条の経費の額
 - (6) 定款の変更
 - (7)解散及び残余財産の処分
 - (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催)
- 第14条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集 する。
- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は,理事長に対し,総会の目的である事項及び招集の理由を示して,総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は,第1種会員1名につき1個,第2種会員1名につき2個,第3種会員1名につき3個とする。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該 正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決 権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4)解散
- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わ

なければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって 議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席 したものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、委任状その他代理権を証明する書面を法人に提出し、 代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、第18条の規定の 適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名が記名押印 しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 16名以上24名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、2名以内を専務理事、4名以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第 91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある 者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員の選任)

- 第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 (理事の職務及び権限)
- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行す

る。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、法人の業務を執行する。
- 4 理事長、専務理事及び常務理事は、各事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己 の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事及び監事の任期は,選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

- 第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いを行うことができる。この場合の基準については、総会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(構成)

- 第29条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長, 専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第31条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 (議長)
- 第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず,法人法第96条の要件を満たしたときは,理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 運営委員及び運営協議会

(運営委員及び運営協議会)

- 第35条 この法人に,8名以上14名以下の運営委員から構成される運営協議会を置くものとする。
- 2 運営協議会は、次の事項に関し、意見を述べることができる。
- (1) 法人の運営方針に関すること
- (2) 法人運営に関し理事会が重要と認める事項
- (3) その他理事会が必要とする事項
- 3 運営協議会は、必要に応じ、理事長が招集するものとし、理事長が運営協議会を招集する場合には、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を記載した書面により通知する。
- 4 第16条及び第21条の規定は、運営協議会の議長及び議事録の作成について準用する。
- 5 運営委員の選任及び解任は、総会において決議する。
- 6 運営委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定 時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 7 補欠又は増員により選任された運営委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 8 運営委員に対して、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を 報酬等として支給することができる。

9 その他運営委員及び運営協議会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

- 第36条 基本財産は、法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 2 前項の財産は、法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第38条 この法人の事業計画書,収支予算書,資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については,毎事業年度の開始の日の前日までに,理事長が作成し,理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も,同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備 え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名 簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条 の規定に基づき毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、 前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条 第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。
- 2 この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第11章 事務局

(事務局)

- 第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員の任免については、理事会の 決議に基づき行うものとする。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか,この法人の運営に関する必要な事項は,理事会の決議により別に定める。

付 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設定の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この協会の最初の役員は次のとおりとする。

理事 内田俊郎 石嵜征夫 久家源一 菊池正蔵 鬼沢保平 久保田健一郎 葉梨衛 柴田誠 大槻義光 鈴木博 関高行 青木安治 宮浦浩司 監事 澤田正彦 完賀浩光 前田恵助

4 この法人の最初の会長は内田俊郎、専務理事は菊池正蔵とする。

付 則

1 この定款は、この法人を吸収合併存続法人とし、公益社団法人茨城県穀物改良協会及び 公益財団法人茨城県農林振興公社を吸収合併消滅法人とした吸収合併契約に伴い定款変更 を行い、当該吸収合併契約の効力発生日から施行する。

付 則

1 この定款は、平成29年5月31日から施行する。